

農地中間管理事業における

平成30年度宮城県機構集積協力金交付基準の概要

平成30年度の制度変更について

- 平成28年度より、国から県への配分額（事業財源）は新規集積農地面積に応じて配分されていますが、平成30年度より、その配分単価が変更されます。

国から県への配分額（新規集積農地面積×配分単価）

年度	配分単価（機構集積協力金の財源）
28～29年度	一律 5.0万円/10a
30年度	・地域集積協力金の交付対象地域内 5.0万円/10a ・上記以外 4.5万円/10a

平成30年度機構集積協力金の交付概要について

機構への貸付に伴い農業経営をリタイア等する農業経営体へ

① 経営転換協力金 3万円/10a（※1）

（※1）受取額上限は1戸当たり70万円。
ただし、対象農地が2ha以下の場合は50万円

機構への貸付農地が担い手の面的集約化につながった場合、所有者等へ

② 耕作者集積協力金 0.5万円/10a

以上の協力金は機構への貸付面積のうち、**新規集積農地面積（裏面参照）を**対象に交付します（同年度に①と②の両方を申請することはできません。）。

人・農地プランの作成エリア内の「地域」で
まとめて農地を機構に貸付した「地域」へ

③ 地域集積協力金 交付単価は年末に決定（※2）

（※2）国からの交付額が確定し、経営転換協力金、耕作者集積協力金を配分した後、単価を算出します。

- 新規集積農地面積の交付単価は、新規集積農地面積以外の交付単価よりも高く設定します。
- 地域内の農地面積の2割超が機構に貸付され、かつ、1筆以上が新規集積農地であることが必要です。

この協力金は、要件を満たす地域における機構への貸付面積の全てを対象に交付します。

平成30年5月

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）

『新規集積農地面積』とは

機構へ貸付する農地が、少なくとも過去1年間、以下の者が耕作^(注)していない農地である。

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 基本構想水準到達者
- ・ 集落営農経営

(注) 耕作には特定農作業受委託も含まれます。

はい

当該農地が、機構から以下の者に転貸された。

- ・ 認定農業者
- ・ 認定新規就農者
- ・ 基本構想水準到達者

はい

この場合は『新規集積農地面積』
(担い手に新たに集積される農地) となります。



※「新規集積農地面積」には、上記のほかに国の特認となるものもあります。また、耕作者が認定農業者等に該当しているかなど、詳しくは、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

平成 30 年 5 月

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)